

平成31年度 賦課金額 年額 **6,400円/10a**

区分 経常賦課金 3,450円 事業賦課金 2,950円

3月28日に開催の第63回通常総代会で決定されました。

平成31年度 賦課金納付期日

第1期 令和元年 5月 7日

第2期 令和元年10月31日

年額賦課金が10,000円以下の場合は、第1期で徴収します。

賦課金の納入には口座振替が便利です

口座振替依頼書は、
各金融機関窓口及び
当改良区にございます。

1. 納付のたび、金融機関へ出向く必要がありません。
2. 期日ごとに口座振替され、納付忘れがなく確実です。
3. 手数料はかかりません。(土地改良区が負担します)

便利!

安心!

取扱金融機関(納付場所)

JA伊勢・JA多気郡・JFマリンバンクみえ
百五銀行・第三銀行・桑名三重信用金庫・ゆうちょ銀行

※百五・第三・桑名三重信・ゆうちょの窓口での納付は、手数料がかかります。

組合員のみなさまへ

土地改良区の賦課金は、土地改良事業の効果が得られる農地(受益地)であれば、耕作放棄地や用水を利用しなくなった農地でも、水利用の有無にかかわらず地積割で賦課金がかかります。

賦課金は土地改良区の運営の主財源であり、施設の維持管理費や事業負担金の償還等へ充てられます。ご理解、ご協力をお願い致します。

滞納処分について

期限内に納入されない方に対して、督促状を送付し電話、臨戸訪問等により自主納付を促しています。再三の催告にも応じず納付相談の連絡もない等、納付の意志が見られない悪質な滞納者に対しては、納付されている方との公平性を保つために、土地改良法第39条の規定により理事会で議決された組合員に対して差押えを行います。

滞納処分とは財産(給与、預貯金、不動産等)を差押え滞納金へ充当することです。財産調査・滞納処分は法律の規定により滞納者の了解無く行うことができます。